

※これまでご質問が多かった手続きの疑問点などをまとめたものです。このほかにも条件や疑問点がありましたら、エネルギー政策課エネルギー政策係（757-3198）までお問い合わせください。

■補助対象要件について		
No.	質問	回答
1	補助金の申請前に機器の購入（又は工事）をした場合は、対象となりますか？	<b>対象になりません。</b> 補助金を受給するためには、対象機器の購入及び工事着手の前に、市が発行する交付決定通知書が交付されている必要があります。工事前に余裕を持って交付申請書を提出してください。 (交付要綱第7条)
2	3月31日（年度内）までに工事が完了しなくても大丈夫ですか？	<b>工事が完了し、3月10日までに実績報告書が提出できることが条件です。</b> 万が一、交付決定を受けた工事が完了せず3月10日までに実績報告書が提出できない場合は、交付決定を取り消すこととなります。 (交付要綱第2条第1項(6), 第10条第2項)
3	市外の施工業者に工事（機器等の販売を含む）を依頼した場合、対象になりますか？	平成30年度から <b>補助対象としています。</b>
4	過去に補助金で設置した機器が古くなり交換したいのですが、補助金の対象になりますか？また、増設する場合に増設分も再度補助金の対象になりますか？	いずれの場合も <b>対象になりません。</b> 対象となるのは、過去に補助金を受給して設置した機器とは別の機器を設置する case に限ります。 例) ペレットストーブ → 太陽光発電は対象 (交付要綱第2条第1項(7))
5	他の補助金との併用は可能ですか？	<b>受給可能です。</b> ただし、国の補助金など他の補助金との併用の場合は、市に相談してください。併用が可能と判断された場合は、申請書にそれを証明する書類(交付決定の写しなど)を添付してください。
■交付申請書類について		
No.	質問	回答
1	申請は各支所でもできますか？	申請窓口は本庁舎（千歳町3-3）の3階エネルギー政策課となります。 パンフレットは各支所、公民館にも用意していますのでご利用ください。
2	新築の場合は、経費内訳書または見積書はどのように準備すればよいですか？	補助対象工事の額が分かる経費内訳書または見積書を作成してください。
3	仕様が分かる書類（カタログ等）とはどこまで準備すればよいですか？	機器により以下の書類を提出して下さい。 【太陽光発電】 パネル・パワコン等の製品カタログ、工事図面（パネル設置箇所、枚数の分かる図面） 【地中熱利用】 ヒートポンプユニット等の製品カタログ、工事図面（システムの諸元が分かる設備図等） 【木質バイオマスストーブ等】 製品カタログ（できれば二次燃焼機能が分かるもの）

■ 交付申請書類について (つづき)		
No.	質 問	回 答
4	新築のためまだ更地なのですが、着手前の写真は必要ですか？	<b>必要です。</b> 更地の状態のものを提出してください。実績報告書には、機器設置前と設置後が対比できる写真を提出してください。 (交付要綱第5条第1項(3))
5	市税の未納がないことを証明する書類は納税証明書でよいですか？	<b>納税証明書では受付できません。</b> ホームページに掲載している納税証明請求書に住所、氏名を記載し、市税務課で証明印を受けたものを提出してください。 (交付要綱第5条第1項(7))
6	住民票や納税証明請求書は本人ではなく、手続きを依頼する施工業者でも取得できますか？	<b>取得できます。</b> ただし、委任状が必要となりますのでご注意ください。
7	「住民票の写し」は、コピーで良いですか？	<b>コピーでは受付できません。</b> <b>市窓口やコンビニで交付を受けたものが「住民票の写し」です。そのままご提出ください。</b>
8	位置図は必要ですか？どのようなものを提出すればよいですか？	<b>必要です。</b> 位置図は設置する所在が分かる地図(住宅明細図やインターネット掲載の地図など)を提出してください。 (交付要綱第5条第1項(4))
9	太陽光と地中熱利用設備を一緒に設置する場合の補助はどうなりますか？	機器が異なるため以下のとおりとなります。 【補助金受給可能額】 太陽光1kWあたり15万円(上限60万円) + 地中熱利用設備設置経費の3分の1(上限80万円) = 最大140万円 【申請書】 申請書は1枚で構いませんが、機器ごとに補助金の計算をします。太陽光は出力、地中熱利用は経費が分かる内訳書をそれぞれ提出してください。
10	新築に合わせて機器を設置する場合、工事の予定期間はどのようにすればよいですか？	機器の設置工事に係る予定期間としてください。なお、実績報告は事業完了後1ヶ月以内か申請年度の3月10日のいずれか早い日までに提出してもらう必要がありますが、全ての工事が終わらないと支払いができない(補助対象分のみの支払いができない)場合は、ご相談ください。
11	新築に合わせて機器を設置する場合の総事業費は、新築全体または対象機器に係る分のどちらを記載すればよいですか？	実績報告時に提出いただく領収書の金額が、総事業費と一致しているかの確認を行うため、施工業者が発行する領収書に合う方としてください。
■ 木質バイオマスストーブ等について		
No.	質 問	回 答
1	同一年度に2台設置する場合の補助金はどうなりますか？(ペレットストーブと薪ストーブを1台ずつも含む)	2台設置するために必要な経費が補助対象経費となり、3分の1を乗じた額のうち15万円を上限とした交付金額となります。
2	申請年度を分けて複数台設置する場合はどうなりますか？	年度を分けて1台ずつ申請しても、同一申請者が過年度と同様の機器の補助金を受給することはできませんので、初年度の1台の設置に係る経費で計算することになります。 (交付要綱第2条第1項(7))

■木質バイオマスストーブ等について（つづき）		
No.	質 問	回 答
3	ペレット燃料は何を使ってもいいのですか？	木質由来のペレットのみとなりますが、ペレット燃料のメーカー指定はしていません。ただし、機器の性能に適した品質のペレットを使用してください。詳しくは設置業者へお問い合わせください。
4	ペレットストーブから薪ストーブに付け替えをしたいのですが、補助の対象になりますか？	過去に、市の補助金を利用して設置したペレットストーブの代わりに薪ストーブとする場合は、補助金の受給はできません。付け替えにあたり、初めての補助金利用であれば受給可能です。薪ストーブからペレットストーブへの付け替えも同様です。
■太陽光発電について		
No.	質 問	回 答
1	蓄電池と併用したシステムにしたいのですが、対象になりますか？	<b>対象になります。</b> 蓄電池の単独設置は市の補助対象外ですが、他の補助金との併用の場合はあらかじめご相談ください。
2	自己所有の倉庫に太陽光を設置したいのですが、対象となりますか？	<b>対象になります。</b> ただし、発電した電力を自己の居住する家屋に供給することが条件となります。
3	全量売電は対象になりますか？	<b>対象になりません。</b> 対象となるのは、全量を自己で消費するか、その余剰を売電する場合のみとなります。 (交付要綱第4条別表第1第3条)
4	融雪機能付きのパネルを導入する場合、克雪補助金の受給も可能ですか？	受給が可能となる場合がありますので、都市計画課建築住宅係に問合せてください。(025-757-9935) 太陽光発電分については、1kWあたり15万円(上限60万円)となります。
■地中熱利用について		
No.	質 問	回 答
1	新潟県が実施している、家庭用地中熱利用設備補助金との併用は可能ですか？	<b>事業用のみ併用可能です。</b> 県の補助金手続きは県庁産業労働観光部産業振興課新エネルギー資源開発室が受付窓口となりますので、そちらへお問い合わせください。 (Tel:025-280-5257)
2	オープンループ式の地中熱設備は対象になりませんか？	<b>対象になります。</b> ただし、地下水の採取がないものであるか、採取する場合は地中に還元する設備を併設したものに限りです。 (交付要綱別表第1)
3	空調、融雪どちらも対象ですか？	<b>いずれも対象になります。</b> 地中から取り出した熱で熱交換を行い、冷暖房、給湯、融雪、凍結防止のために利用するものであれば対象となります。 (交付要綱別表第1)
■実績報告について		
No.	質 問	回 答
1	実績報告はいつまでに提出しなければならぬのですか？	実績報告書は、 <b>工事が完了後（設置日または業者発行の領収日のうち遅い日）1ヶ月以内か申請年度の3月10日のいずれか早い日まで</b> に、添付書類一式を添えてエネルギー政策課窓口まで提出してください。 <b>交付申請書と同一の印鑑で押印</b> してください。 (例) 完了が1月15日→締切2月15日 完了が2月28日→締切3月10日 完了が3月11日→交付決定の取り消し ※土日祝日の場合は直前の平日まで



■実績報告について（つづき）																						
No.	質 問	回 答																				
2	転入または新築により、住所が申請時と異なるのですが、どちらの住所を記載すればよいですか？	<b>新住所で実績報告をしてください。</b>																				
3	転入なのですが、実績報告までに住民票を移さなければいけませんか？	<b>新住所の住民票が必要です。</b> 転入者の場合は、実績報告時に新住所の住民票の提出を義務付けています。 (交付要綱第5条第1項(6)ア)																				
4	写真はどのようなものを添付すればよいですか？	補助対象経費に係る主要な機器の設置後の写真を添付してください。																				
5	太陽光の電力需給契約書の写しは必要ですか？	<b>提出不要です。</b>																				
6	施工業者から領収書が発行されない場合はどのようにすればよいですか？	契約金額と一致する銀行等の振込納付書の写しを提出してください。																				
■その他																						
No.	質 問	回 答																				
1	処分や譲渡等する場合、なにか制約がありますか？	法定耐用年数内に処分等する場合、補助金の返還を求める場合があります。機器ごとの法定耐用年数は以下の期間となります。 <table border="1" data-bbox="1115 1359 1696 1478"> <tr><td>太陽光発電システム</td><td>年 数</td></tr> <tr><td>太陽光パネル</td><td>17年</td></tr> <tr><td>パワーコンディショナー</td><td>17年</td></tr> </table> <table border="1" data-bbox="1115 1516 1696 1665"> <tr><td>地中熱利用</td><td>年 数</td></tr> <tr><td>ヒートポンプ</td><td>6年</td></tr> <tr><td>室内機</td><td>6年</td></tr> <tr><td>熱交換器</td><td>15年</td></tr> </table> <table border="1" data-bbox="1115 1703 1696 1822"> <tr><td>木質バイオマスストーブ等</td><td>年 数</td></tr> <tr><td>ストーブ</td><td>6年</td></tr> <tr><td>ボイラー</td><td>13年</td></tr> </table>	太陽光発電システム	年 数	太陽光パネル	17年	パワーコンディショナー	17年	地中熱利用	年 数	ヒートポンプ	6年	室内機	6年	熱交換器	15年	木質バイオマスストーブ等	年 数	ストーブ	6年	ボイラー	13年
太陽光発電システム	年 数																					
太陽光パネル	17年																					
パワーコンディショナー	17年																					
地中熱利用	年 数																					
ヒートポンプ	6年																					
室内機	6年																					
熱交換器	15年																					
木質バイオマスストーブ等	年 数																					
ストーブ	6年																					
ボイラー	13年																					
2	工事金額に変更が生じた場合はどうすればよいですか？	<b>金額の変更が生じた時点で速やかに</b> 、変更内容についてエネルギー政策課までご連絡ください。状況により補助金変更交付申請書(別記第3号様式)の提出をしていただくこととなります。																				
3	補助金の振込みはいつ頃になりますか？	提出していただいた実績報告書を審査し、交付すべき額が確定したら、市から申請者へ補助金交付額確定通知書(別記第6号様式)を送付します。 その後、補助金交付請求書(別記第7号様式)を市に提出していただきます。 補助金交付請求書を受理してから概ね2週間後の振込みとなります。																				
4	振込み先を申請人以外にしたいのですが、可能ですか？	基本的には可能ですが、書類提出時にご相談ください。 住民票で同居人であることを確認のうえ、委任状を提出していただくことにより、振込み可能です。																				